

令和6年2月29日

魚沼市議会議長 森島 守人 様

福祉文教委員会

委員長 星野みゆき

福祉文教委員会調査報告書

本委員会は、所管事務について下記のとおり調査したので、魚沼市議会会議規則第110条の規定により報告します。

記

- 1 調査事件名 (1) 所管事務調査
(2) 閉会中の所管事務等の調査について
(3) その他

- 2 調査の経過 2月29日に委員会を開催し、付託案件の審査を行った。
所管事務調査では、令和6年度湯之谷地域及び守門地域乗合タクシーの再編について執行部から説明を受け質疑を行った。
閉会中の所管事務等の調査については、これを行うこととした。
その他で、魚沼市地球温暖化対策実行計画の改訂に係るパブリックコメントの結果等について、魚沼市立小出病院経営強化プランの策定に係るパブリックコメントの結果等について、令和6年度地方税制改正(案)について、令和6年度地方税法改正に伴う国民健康保険税の課税限度額等の見直し(案)について、魚沼市国民健康保険第三期データヘルス計画の策定について、第6期障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画に係るパブリックコメントの結果等について、魚沼市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画に係るパブリックコメントの結果等について、魚沼市権利擁護サポートセンターの設置について、魚沼市公立保育園等再編計画に係る個別再編方針について及び宇賀地小学校における感染症陽性者の給食調理従事に係る経過報告について執行部から説明を受け質疑を行った。
そのほか、市民の声を聞く会での進捗状況調査について、委員会で協議した。また、委員長から新潟県後期高齢者医療広域連合議会定例会について報告があった。

福祉文教委員会会議録

1 審査事件

- (1) 議案第 25 号 魚沼市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- (2) 議案第 26 号 魚沼市国民健康保険税条例の一部改正について
- (3) 議案第 27 号 魚沼市医師等修学基金条例の一部改正について
- (4) 議案第 28 号 魚沼市医師等修学資金貸与条例の一部改正について
- (5) 議案第 29 号 魚沼市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について
- (6) 議案第 30 号 魚沼市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- (7) 議案第 31 号 魚沼市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について
- (8) 議案第 32 号 魚沼市介護保険条例の一部改正について
- (9) 議案第 33 号 魚沼市診療所条例の一部改正について
- (10) 議案第 34 号 督促手数料廃止に伴う関係条例の整備について
- (11) 議案第 40 号 財産の取得について（魚沼市生涯学習センターハンドル式移動書棚）
- (12) 議案第 42 号 指定管理者の指定について（魚沼市特別養護老人ホーム鮎の里）

2 調査事件

- (13) 所管事務調査
 - ・ 令和 6 年度湯之谷地域及び守門地域乗合タクシーの再編について
- (14) 閉会中の所管事務等の調査について
- (15) その他
 - ・ 魚沼市地球温暖化対策実行計画の改訂に係るパブリックコメントの結果等について
 - ・ 魚沼市立小出病院経営強化プランの策定に係るパブリックコメントの結果等について
 - ・ 令和 6 年度地方税制改正（案）について
 - ・ 令和 6 年度地方税法改正に伴う国民健康保険税の課税限度額等の見直し（案）について
 - ・ 魚沼市国民健康保険第三期データヘルス計画の策定について
 - ・ 第 6 期障害者計画・第 7 期障害福祉計画・第 3 期障害児福祉計画に係るパブリックコメントの結果等について
 - ・ 魚沼市高齢者福祉計画・第 9 期介護保険事業計画に係るパブリックコメントの結果等について
 - ・ 魚沼市権利擁護サポートセンターの設置について
 - ・ 魚沼市公立保育園等再編計画に係る個別再編方針について
 - ・ 宇賀地小学校における感染症陽性者の給食調理従事に係る経過報告
 - ・ 市民の声を聞く会での進捗状況調査について

・新潟県後期高齢者医療広域連合議会定例会の報告について

3 日 時 令和6年2月29日 午前10時

4 場 所 本庁舎3階 委員会室

5 出席委員 横山正樹、星野みゆき、大平恭児、関矢孝夫、高野甲子雄、本田 篤、
(森島守人議長)

6 欠席委員 なし

7 説明員 内田市長、樋口教育長、大塚市民福祉部長、吉澤教育委員会事務局長、戸田市民福祉部副部長、磯部市民課長、大羽賀税務課長、小林生活環境課長、茂野介護福祉課長、岡部健康増進課長、森山学校教育課長、青柳生涯学習課長、関子ども課長

8 書 記 坂大議会事務局長、大竹主任

9 経 過

開 会 (10:00)

星野委員長 定足数に達していますので、ただいまから福祉文教委員会を開会します。まず、本委員会に付託されました議案について審議願います。

(1) 議案第25号 魚沼市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

星野委員長 日程第1、議案第25号 魚沼市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題とします。執行部から補足説明はありませんか。

内田市長 補足はございません。

星野委員長 これより質疑を行います。質疑はありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって討論を省略し採決することに決定しました。

これから議案第25号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。(「異議あり」と呼ぶ者あり) 異議がありますので、挙手によって採決します。本案は原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。挙手、多数であります。よって、議案第25号 魚沼市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(2) 議案第 26 号 魚沼市国民健康保険税条例の一部改正について

星野委員長 日程第 2、議案第 26 号 魚沼市国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。執行部から補足説明はありますか。

内田市長 ございません。

星野委員長 これより質疑を行います。質疑はありますか。

大平委員 国保税の引上げについてなんですけれども、本会議の質疑の中で一般会計からの繰入れというのは赤字補填になるので行わない。そういう視点もあるので、というお話がございました。私は赤字補填、国保税の引上げについての是正措置、すなわち今までやってきた据置きとか引下げについては赤字補填ではなくて被保険者の生活を守る、あるいは納税が進むような取組に至ることについては赤字補填ではなくて、正に国保財政を守ることにつながるのではないかと思いますので、その認識をもう一回伺いたいと思います。

大塚市民福祉部長 国保財政につきましては、基本的には国保税それから認められた法定内の繰入れ、その中で健全に運営することが国保財政を健全にしていくというところの本旨であると考えております。今ほど委員が御指摘の、赤字補填ではなくて納税者を守るすとか国保会計を守るすとか、そういったところについて法定外繰入れにおいて賄うというような考えではなくて、先ほど申し上げましたとおり国保税と法定内の繰入れの中で健全に運営することが、まず第一であると考えております。

大平委員 市町村国保で行っている会計上の処理なんかは、都道府県下ということで今までもそういう措置のもとに行われてきております。新潟県内で保険料の統一を行うことについては、私は市町村国保の保険者の権限はそれでもあるわけなので、やはり地域の実情に応じた取組というのは保障されるべきだと思います。やはりこれを繰り返していきますと、地域環境が新潟市と我が市では全然違うわけで、人口規模についても違ってくる。市町村が実施主体でありますので、その保障は国の厚労省はそれは認めているわけですよ。だから保険者の意思決定を尊重するということになっています。その関係、赤字補填という不安から抜け出せないとするならば、これを引上げ続けるというのは、やはり無理がある。まして被保険者数が減っております。そして所得環境も非常に被保険者の状況は、悪くなっていると私は思っております。ここの矛盾ですよ。医療費がかかるのに保険料が高い。そこについて、何らかの形で市町村が、市がしっかりと対応するというのは必要だと思います。今回はそういう対応をするという話をしておりましたが、今後やはり今の考え方ではなくて、何らかの形で是正をするという考え方がないと成り立たないと思います。長くなりましたが、その辺の認識を伺っておきたいと思います。

大塚市民福祉部長 おっしゃるとおり、魚沼市の状況は、一人当たりの医療費等につきましては平均よりも下回っているという状況でありますけれども、国保税の水準につきましては県内30市町村ある中、低いほうから下から3番目というような状況であります。これまで魚沼市としても、この地域の実情に配慮した国保税額の設定をしまいたところでありまして、そういった中でも年々医療費等につきまして上がってきているという状況で、今回のような必要最低限のふり幅での設定とさせていただきたいということになっております。今後につきましては、法定外の繰入れの金額のところに関わってくるんですけれども、市町村に対する引上げですとか、そういったところはこれまで同様、国に要望してい

くことも必要ではないかなと考えております。

大平委員　私は何回か、予算質疑や一般質問でも行わせていただいた減免措置ですよ。もう一步しないと、滞納者が増え、何らかの形で納税ができなくなる方がやはり増えてくるのは私は避けられないと思うんですよ。引上げをずっとするのは、ある程度やむを得ないことであれば、減免措置を何らかの形で取るべきではないかなと。緊急事態、災害、あるいは離職、廃業なんかのほかに、自分の実情に応じた減免制度をつくるべきではないですか。その認識を伺います。

大塚市民福祉部長　本市の国保会計のデータにおきましては、仮に独自の減免制度を設けることなどによりまして、会計の運営を圧迫して結果的には、また国保税の引上げにつながっていくというような可能性もありまして、被保険者の負担が増えることにもなってくることも考えられることから、新規の減免措置につきましては、慎重に考える必要があると考えております。ただ、一方で委員御指摘のとおり、現在ある減免制度等の見直しにつきましても検討する余地があると、こちらも考えておりますので、今後の検討課題とさせていただきます。

大平委員　それを進めてもらいたいんですけども、資格証明書の発行を我が市は行っております。ここの認識が、国保税に関しては非常に密接でありまして、滞納している方々の経済状況も、今の状況を見ますと非常に大変だなと思います。国保税を引上げ、そして医療費もかかる。負担も増え続ける状況を何かしらの形で、本当は国がやればいいんですけど、それをやらないということであれば、自治体がしっかりするという考え方で、資格証明書についてもやはり見直すべきだと私は思います。そういうふうに総合的に動くことが大事であります。制度の仕組みとして考えていただきたい。そのことを意見としたいと思います。

星野委員長　ほかにありませんか。(なし) これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって討論を省略し採決することに決定しました。

これから議案第 26 号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。(「異議あり」と呼ぶ者あり) 異議がありますので、挙手によって採決します。本案は原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。挙手、多数であります。よって、議案第 26 号 魚沼市国民健康保険税条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(3) 議案第 27 号 魚沼市医師等修学基金条例の一部改正について

星野委員長　日程第 3、議案第 27 号 魚沼市医師等修学基金条例の一部改正についてを議題といたします。執行部から補足説明はありますか。

内田市長　ございません。

星野委員長　これより質疑を行います。質疑はありますか。

大平委員　保健師が加わりました。本会議の質疑でも行われていましたけれども確認させてもらいたいと思います。介護保険事業所及び障害福祉事業所などの保健師さんの配置というのは今現在どうなっているか、分かりましたら教えてください。

戸田市民福祉部副部長 介護保険事業所につきましては、地域包括支援センターは保健師の配置が必須。準じて看護師という場合もございますが、今、3包括に委託しておりますが、そちらにはそれぞれ保健師が配置されております。それ以外にも介護事業所につきましては、2022年10月1日現在の調査で一人が保健師の資格をお持ちの方がいるということです。障害福祉の事業所につきましても、保健師の資格をお持ちの方は、恐らく看護師資格を併せてお持ちの方がいらっしゃると思うんですが、保健師としてのその職種での配置ではあまり聞いた記憶がございません。

大平委員 特に障害福祉については、いろいろと大変な対応をされるケースが多々あるということで、専門職の方の配置は非常に心強いと思うんですね。今お聞きしますと見当たらない。その保健師さんが、もし入っていただけるのであれば、非常に心強いですし、いいことだと思うんですけども、これは実例としては、例えば他市町村ではこのような配置をされているケースはあるんですか。

戸田市民福祉部副部長 他市町村では、配置されているところもあるのではないかと推測はしておりますが、ほかの自治体に何人いらっしゃるというところまでの情報はつかんでおりません。

大平委員 障害福祉についてお聞きしますけれども、事業所からの御意見や要望なんかは、今まではこういう形でぜひこの事業所にも保健師さんがいるんだという話があったかどうか、確認して終わります。

戸田市民福祉部副部長 保健師限定ではございませんが、看護師ですとか保健師ですとか、やはり医療につながる方の配置は必要だということは御意見として伺っております。

星野委員長 ほかにありませんか。(なし) これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって討論を省略し採決することに決定しました。

これから議案第27号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第27号 魚沼市医師等修学基金条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(4) 議案第28号 魚沼市医師等修学資金貸与条例の一部改正について

星野委員長 日程第4、議案第28号 魚沼市医師等修学資金貸与条例の一部改正についてを議題といたします。執行部から補足説明はありますか。

内田市長 ございません。

星野委員長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

関矢委員 本会議で質疑があったんですけど、少し分からないことがあるので、もう一度確認させてください。この返還債務のところなんですけれども、奨学金を借りて貸与を受けたのが、返済免除になるのは奨学金を借りた期間の1.5倍相当の期間、小出病院に従事するということになっていますが、この奨学金は医学部ですと大体6年間だと思います。6年としますとその1.5倍は、9年間が相当する期間になるのかお伺いします。

大塚市民福祉部長 9年間になります。

関矢委員 その9年間のうち、初期臨床研修だとか専門的な知識を有するなどの研修医の期

間も、指定医療機関の中で行えばその期間も含むとあります。この指定機関というのは、規則の中にある第7条の5つの指定機関になるのでしょうか。

岡部健康増進課長 委員、お見込みのとおりです。

関矢委員 そうしますと、この指定機関の小出病院に入ることになると、研修医は最低2年から7年ぐらいかかるか分かりませんが、研修医として5年勤務したときに残り4年を小出病院の医師として業務を行わないと、債務の免除にはならないということですか。

岡部健康増進課長 初期研修、専門研修を除いた期間を小出病院で勤務していただくということになります。

関矢委員 当初、改正前は市立医療機関。これを小出病院に限定したということは診療所では駄目だということでしょうか。

岡部健康増進課長 診療所の医師につきましても、小出病院に所属をしていただくんですけども、小出病院に所属をしながら診療所へ。今も小出病院の先生はほかの診療所へ行っておりますので、そういう運用は可能と考えております。

関矢委員 小出病院に籍があるので、そこから派遣された診療所へ来ていただくということですか。

岡部健康増進課長 そのように考えております。

星野委員長 ほかにありませんか。(なし) これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって討論を省略し採決することに決定しました。

これから議案第28号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第28号 魚沼市医師等修学資金貸与条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(5) 議案第29号 魚沼市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について

星野委員長 日程第5、議案第29号 魚沼市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。執行部から補足説明はありますか。

内田市長 補足説明はございません。

星野委員長 これより質疑を行います。質疑はありますか。

大平委員 身体的拘束の具体的な状況、対応が、この3つの条例の中には記載されている場合があるということですか。実例として、法改正によるもののみだと思うんですけど、実際の現場の対応としてこういう状況というのは、時に発生されているのか。それとも、なかなかこういう状況はないというレベルなのか。その辺の実態がもし分かりましたら教えてください。

戸田市民福祉部副部長 拘束について、どのような実態にございますかというところで調査をしたことがございませんので、何件あるかというところでは把握しておりませんが、例

えば、おむつを外してしまうだとかそういった状況があるとお伺いしておりますので、そういうところで対応したというようなケースはあろうかと思えます。

大平委員 調査を行ったことがないという話でございました。ただし法令改正、そして条例改正を行っている。ほかの認知症対応もそうだと思います。ここは結構、裁判例とかそういうことになるような事案だと思うので、実態は常々把握されることが大事だと思うんですけども、こういう改正を基に改めて実態をつかむようなことは必要ではないかなと思いますが、ここについての認識を伺います。

戸田市民福祉部副部長 地域密着型の施設に関しましては、私どもが実地指導ですとかそういう場面もございます。そこに当たっては、無事に適合しているかは確認しなければなりませんので、そういった場面で確認を取ってまいりたいと考えております。

星野委員長 ほかにありませんか。(なし) これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって討論を省略し採決することに決定しました。

これから議案第 29 号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第 29 号 魚沼市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(6) 議案第 30 号 魚沼市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

星野委員長 日程第 6、議案第 30 号 魚沼市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とします。執行部から補足説明はありますか。

内田市長 ございません。

星野委員長 これより質疑を行います。質疑はありますか。(なし) これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって討論を省略し採決することに決定しました。

これから議案第 30 号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第 30 号 魚沼市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(7) 議案第 31 号 魚沼市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について

星野委員長 日程第 7、議案第 31 号 魚沼市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的

な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とします。執行部から補足説明はありませんか。

内田市長　　ございません。

星野委員長　　これより質疑を行います。質疑はありませんか。(なし)これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし)異議なしと認めます。よって討論を省略し採決することに決定しました。

これから議案第31号について採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。(異議なし)異議なしと認めます。よって、議案第31号 魚沼市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(8) 議案第32号 魚沼市介護保険条例の一部改正について

星野委員長　　日程第8、議案第32号 魚沼市介護保険条例の一部改正についてを議題とします。執行部から補足説明はありませんか。

内田市長　　ございません。

星野委員長　　これより質疑を行います。質疑はありませんか。(なし)これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし)異議なしと認めます。よって討論を省略し採決することに決定しました。

これから議案第32号について採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。(異議なし)異議なしと認めます。よって、議案第32号 魚沼市介護保険条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(9) 議案第33号 魚沼市診療所条例の一部改正について

星野委員長　　日程第9、議案第33号 魚沼市診療所条例の一部改正についてを議題とします。執行部から補足説明はありませんか。

内田市長　　ございません。

星野委員長　　これより質疑を行います。質疑はありませんか。

横山委員　　ここに書いてある診療所、守門・入広瀬のテナントの貸出しについては、いいのかなとは思いますが、内容についてどのように考えているのかお聞かせ願いたいと思います。地域医療に資するためのテナントとして貸出しをすると私は理解してよいのでしょうか。入広瀬・守門地域の医療のニーズは、どのように捉えていますか。

大塚市民福祉部長　　守門・入広瀬の北部地域の医療のニーズについては、同じ魚沼市内ですが旧入広瀬村・旧守門村地域は面積も広いですが、魚沼市全体のニーズと同様のニーズがあるのではないかと考えております。

横山委員　　同様のニーズと言いますと、どのようなニーズなのかなと考えます。例えば、医療関係がテナントとしてあり、診療所に入るということになると、診療所にも診察できる場所があるわけですが、そういうことを考えると同じ内科が入るとか、ほかの先生が入る

とか、地域のニーズに応えられるのかちょっと不安でありますし、住民にとっては使い勝手が悪いのかなと私は考えます。地域のニーズは、私がアンケートを取ったわけではありませんが、いろんなこと等から想像しますと、歯科医のニーズが大きくあるのかなと考えています。その辺のところをもう一度聞かせてください。

大塚市民福祉部長　　歯科医については、市として特にそういった方の人数を直接広く把握したということをございませんで、私どももはっきりとしたものはつかんではいない状況であります。

横山委員　　はっきりした人数は捉えていないことになると、医療についてのテナントとしての持続ということになるわけですが、ついてはニーズの把握をするということになればできるわけですが、それを今現在については必須としているのは、以前は診療所よりも歯科医があったわけでありますので、それが小出地域に出るためには相当に交通機関が大変だったり、公共交通も不便であり、さらには例えば守門診療所を中心に考えたときに高齢者の特養関係が4施設であり、訪問診療等も必須であるのかなということを見ると、そのような地域医療に資するテナントとして出すため、これから公募をするわけですが公募内容については慎重に取り扱っていただきたいと考えております。その辺のところについて執行部の意見を伺います。

大塚市民福祉部長　　今ほどの委員からの御意見もございましたけれど、今現在のところ地域の医療・健康増進に資する内容であれば限定することなく公募していきたいと考えているところであります。

大平委員　　北部地域、守門・入広瀬の医療ニーズをつかんでいないとおっしゃいました。私は、つかんでいないならつかんでいただきたい。なぜなら、計画をつくるにもそのニーズがなければつくれません。データヘルス計画なんかも出されていますが、やはり地域ですよ。魚沼市は非常に大きいのでエリアごとにつかんで対処しないと、うまくない状況が出てくる。今上手くいっても、将来どこにどういう医療が必要で、何をしなければならいいのかというのを、やはりつかむ上でも調査は欠かせません。検診等をつかんでいとおっしゃるかもしれませんが、やはりそれとは別につかむべきではないかと。その点について、お聞かせください。

大塚市民福祉部長　　医療に関しましては、市全体もしくは魚沼圏域の考え方でこれまで再編ですとか、検討がされてきたところだと認識しております。魚沼市内の中でということにつきましては、今現在なかなか医療資源というものに関しましては、簡単に病院を配置ですとか市内の中でどうするということは、これまでの経過からしますと、もう少し広いところでの検討がなされてきていたところでもあります。魚沼市内の地域的なことにつきましては、これまで検討されてきていなかった部分かなとは考えております。そういった意味では、今現在すぐ対応できるというところではありませんので、今後、圏域の中での医療体制という部分と併せて、今後どうしていくか、今後の検討課題かと考えております。

大平委員　　検討課題ではなくて、これはほかのニーズをつかむという部分と同様に、命と暮らし、健康が関わっているものなので、検討と言わずに、やはりつかんでいただきたい。小出病院長も各地で講演を行っているわけですよ。やはり、現場のお医者さんも懸念しているところで、地域の方が病院や医療についてどう考えているのか。あるいは、医療機関にかかっている方、私たちはどうしたいのか。それぞれ住民の気持ちとか自分たちの考

えていることなんかも大いに公表しながらやっていこうと、そういう姿勢が見える中で、私は行政がちゃんとした基準になるものもしっかり捉えておく必要がある。それが何かと言えばニーズでありまして、これを一番に考えていただきたいです。

もう1点なんですが、やはり本会議で質疑が出た部分について、場所を貸すというぐらゐの話がありました。これは、医療という部分であれば、例えば個人、あるいは法人等でもしそこに入るのであれば、非常に大きなコストがかかるので、ここについては今後どういうふうに場所を貸すだけではなくて、どのような使いやすい、あるいは実態に応じた営業ができるような整備を行うのか。その考え方がありましたら、聞かせてください。

大塚市民福祉部長　今現在、考えているところでは、基本的には現状でお貸ししたいと考えております。

大平委員　確認ですが、それだけでそれ以上のものは行わないということでございますか。

大塚市民福祉部長　そのとおりであります。

関矢委員　今、お二人の質疑にも重なるんですけど、今、守門診療所でされている医療は内科ですよ。

大塚市民福祉部長　内科であります。

関矢委員　内科があるんですけど、医療の効果、また健康増進のためにもテナントを設けたわけですけども、執行部側としてはどのような医療か。内科以外の外科だとか、話題になっている歯科だとか整形外科だとか、そういうことを想定しているのか、していないのかまず聞かせてください。

大塚市民福祉部長　今のところ、特に想定はしておりません。

関矢委員　そうしたときに、この条例が通るとホームページなんかに掲載んですけど、この辺の公募は、テナントを用意しましたので来ていただけますかというような公募はするんですか。

大塚市民福祉部長　公募をする予定です。

関矢委員　公募をしたときに複数、外科が来たとか歯科が来たとかありますけれど、その辺の選定はどのようにされるのでしょうか。

大塚市民福祉部長　今現在、具体的な選定方法を細かいところは詰めておりませんが、事前にそういったところは十分に検討した上で公募に入っていきたいと考えております。

関矢委員　公募はいつ頃になりますか。条例が通ってからですか。

大塚市民福祉部長　条例が通ってから新年度に入って、なるべく可能であれば4月中くらいには始めたいと考えております。

関矢委員　4月というと時間がないんですけども、今ほどお二人の意見もあつたように、やはり地元がどういう医療を希望しているのか、その辺のニーズをつかんだ中で、そのことを考えて公募をしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

大塚市民福祉部長　今現在の考えでは、ここを借りる方については医療・健康増進に資するものであれば限定しないという考え方をしております。今現在、特にそこまで限定するということは考えておりませんが、そういったことにつきましては、先ほど申し上げたとおり今後の課題とさせていただきたいと考えております。

関矢委員　現在は考えていない、今後考えさせていただくということですが、この委員会でもほかの事務調査でもありました。地元のニーズ、何をどういう形でしてほしいとい

う声があるかと思えます。その辺を十分に検討した中で、今後を検討いただきたいと思います。いかがでしょうか。

内田市長 今後のやり方ですけれども、こういう方に入ってくださいというのはできません。ですので、入る意思があり、そして北部の医療にやる気のある方から応募していただくわけですので、そこは複数の応募者がいた場合は、それを考慮して選定していきたいと思えます。

関矢委員 そのとおりだと思います。この委員会でも、かなり所管として調査をしております。それをしっかりと踏まえた中で、また地元の意見を聞いた中で、公募されて複数の応募者が出てこられた場合には、選考していただければと思えますが、いかがでしょうか。

内田市長 そのようにして考えていきたいと思えます。

横山委員 今お話がありました。地域住民の健康増進に関する地域医療のニーズに応えるためのテナントなんだという部分を、しっかりと公募のときにも、その後の複数の応募者があった場合の選定に当たっては、しっかりとした考えのもとで選定をよろしくお願ひしたいということでもあります。ニーズについては、全市民に聞き取りというようなことは、時間的には無理かも分かりませんが、例えば地域の問題であるとか、そういう部分についてのニーズの把握は、できるようにはなると考えます。4月には公募ということではありますが、その辺のところも踏まえて今後の公募については、慎重に地域に応えられるテナントになるように考えてほしいと思えますが、いかがでしょうか。

大塚市民福祉部長 繰り返しになる部分ではありますが、まずは限定しないでということと考へておりますけれども、御意見につきましては検討させていただきたいと考へております。

本田委員 事務的などところで1点だけ確認させてください。健康増進等に関する部分でのテナント募集ということですが、募集対象団体というのは、どなたでもいいのか。例えば個人でもいいのか、あるいはそれを提供できる立場ということであれば、医療法人でなくてはならないのか。そういったところの規定はありますか。

大塚市民福祉部長 今現在、そういった細かいところの規定はまだ考へておりませんが、個人・法人は問わないで、要件が合った方であれば可能と考へております。

星野委員長 ほかにありませんか。(なし) これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって討論を省略し採決することに決定しました。

これから議案第33号について採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第33号 魚沼市診療所条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(10) 議案第34号 督促手数料廃止に伴う関係条例の整備について

星野委員長 日程第10、議案第34号 督促手数料廃止に伴う関係条例の整備についてを議題とします。執行部から補足説明はありませんか。

内田市長 ございません。

星野委員長 これより質疑を行います。質疑はありませんか。

関矢委員 1点だけ聞かせてください。第17条の放棄の件です。この放棄ができるというのは5項目ありますけれど、このいずれかに該当する場合は、今回100万円からのものについては専決で放棄ができるという解釈をしてよろしいでしょうか。

大塚市民福祉部長 お見込みのとおりであります。

関矢委員 そうしますと、(5)ですけれども、非強制徴収債権の中の市債権についてお伺いします。消滅時効が完成したときとありますが、消滅時効が完成したときは放棄ができると解釈してよろしいでしょうか。

大羽賀税務課長 消滅時効の完成のときをもって放棄できると理解しております。

関矢委員 この中の市債権について、消滅時効、これは民法に通じるとは思いますけれど令和4年4月に民法の改正で10年から5年になりました。令和4年4月以降の債権については、この時効が成立する5年間というのは債権が生まれて、それから督促を出したその日から5年ですか。

大羽賀税務課長 委員、お見込みのとおりです。

関矢委員 そうしますと、督促に関しても督促に応じない場合は催告とか出るとは思います。催告を何回出しても時効は延びないという解釈でよろしいでしょうか。

大羽賀税務課長 督促は最初の1回のみになりますので、その後の催告につきましては何度出しても延びないということになります。

関矢委員 そうしますと、時効によって債権放棄はこれから多くなるかもしれません。ただ、督促を入れての5年間、その間、催告だけをしていけば時効になるんだという考えですと、この債権回収が私はできないんじゃないかと。ただ、生活困窮者の人たちについては、実態を調査した中で滞納処分の停止をかけて3年間だとかを生活再建に向ける。それでも駄目な場合は債権放棄という形もあるんですけど、払っていただくためには、やはりそれだけの職員から納税相談といいますか、しっかり実態を調べた中で、強制執行ができるものなのか。できるものだったら小額でもやはりやるものだというような形を取らないと、全てが5年で簡単に債権放棄ができてしまうのではないかという懸念があります。いかがでしょうか。

大羽賀税務課長 全てが5年で消滅時効になるという形でなく、当然徴収できるものは徴収させていただきたいと思っております。分納なりの約束をいただいて、納められる方に関しては納めていただく。その中でも納められないという方に関しましては、消滅時効ではなくて徴収停止等の処置を取った中で、それなりの措置をして債権を放棄していただくというような形で、未納金の圧縮に努めていきたいと考えております。

関矢委員 確かに、ここで条例の5の項目が出ますと時効が成立して放棄ができるようになるんですけど、ただそれだけだと不作為の中で時効を迎えてしまい債権放棄になる。これはやはり、市の財産ですから全てを放棄してしまうという形になるかと思えます。その辺については、せっかくこれだけの債権条例ができて要綱もできていますから、そこをしっかりと適用した中で、救えるものは救う、徴収するものは徴収するという形を、4月からしっかりやっていただきたい。市長、庁内で統一していただきたいと思えますが、いかがでしょうか。

内田市長 職員の意識ももちろん大事でありますし、こういうことはどう言ってもいいかわかりませんが、そういう一つ一つをチェックしていかなければならないと思っております。

星野委員長　ほかにありませんか。(なし) これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって討論を省略し採決することに決定しました。

これから議案第 34 号について採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第 34 号 督促手数料廃止に伴う関係条例の整備については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(11) 議案第 40 号 財産の取得について(魚沼市生涯学習センターハンドル式移動書棚)

星野委員長　日程第 11、議案第 40 号 財産の取得について(魚沼市生涯学習センターハンドル式移動書棚)を議題とします。執行部から補足説明はありませんか。

内田市長　補足がございますので、教育委員会事務局長が説明します。

吉澤教育委員会事務局長　それでは、議案第 40 号につきまして、本会議におきまして提案理由の補足説明を申し上げた際に、佐藤肇議員から質問いただき、お答えできていなかった部分について回答いたします。家具等の器具・備品において、キャビネット等の金属製のものについて耐用年数は 15 年となっております。これは償却にかかる年数でありまして、実際何年の使用ができるかということが佐藤肇議員の質問の主旨かと思えます。これは、メーカーに確認いたしました。そうしたところ、何十年という答えはいただけなかったところですが、数十年の長期に渡り、実態としては 50 年以上使用している例もあるということとあります。先ほどの建物の耐用年数程度までは使用できるものと考えております。

星野委員長　これから質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって討論を省略し採決することに決定しました。

これから議案第 40 号について採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第 40 号 財産の取得について(魚沼市生涯学習センターハンドル式移動書棚)は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

ここでしばらくの間、休憩いたします。

休　　憩 (10 : 56)

再　　開 (11 : 05)

星野委員長　休憩を解き、会議を再開いたします。ここで、戸田市民福祉部副部長より発言を求められておりますので、これを許します。

戸田市民福祉部副部長　先ほど議案第 29 号で、大平委員の質問の中で、今現在、介護の事業所で保健師の数ということで、3 包括についての配置は答弁のとおりであったんですが、2022 年 10 月 1 日現在で保健師 1 名と申し上げましたが、保健師ゼロの誤りでございました。お詫びして訂正申し上げます。

(12) 議案第 42 号 指定管理者の指定について（魚沼市特別養護老人ホーム鮎の里）

星野委員長 日程第 12、議案第 42 号 指定管理者の指定について（魚沼市特別養護老人ホーム鮎の里）を議題といたします。ここで委員会条例第 18 条により、本田篤委員の退席を求めます。

（本田委員退席）

星野委員長 執行部から補足説明はありませんか。

内田市長 ございません。

星野委員長 これより質疑を行います。質疑はありませんか。

関矢委員 何点かお聞かせください。指定管理を決める審査会が 12 月 18 日に開催をされていますが、そのときの法人の理事長と、今提案されているときの法人の理事長が上がっています。理事長が変わったことによって審査会をもう一度開くとか、そういう要綱はないんですか。

戸田市民福祉部副部長 このたびの審査会のときの理事長につきまして、逝去されたことに伴っての変更でございました。そういった辺りで、また審査会を開くという規定はないということでございます。

関矢委員 この議案とずれるかもしれませんが、もしほかの法人格の代表者、社長だとか、その人が変わり問題があるような人たちが代表になったとき、そういうときでもこの審査会のやり直しはしないんですか。

星野委員長 しばらくの間、休憩といたします。

休 憩（11：08）

（休憩中に懇談的に意見交換）

再 開（11：09）

星野委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

関矢委員 指定管理を受ける代表、理事長は本市議会の議員であるということで、指定管理を受けることに問題はないのかどうかお伺いします。

戸田市民福祉部副部長 問題はないものと理解しております。

星野委員長 ほかにありませんか。（なし）これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって討論を省略し採決することに決定しました。

これから議案第 42 号について採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって、議案第 42 号 指定管理者の指定について（魚沼市特別養護老人ホーム鮎の里）は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

ここで、本田篤委員に入場を求めます。

（本田委員入場）

星野委員長 これで、本委員会に付託されました議案については以上となります。

(13) 所管事務調査

・令和6年度湯之谷地域及び守門地域乗合タクシーの再編について

星野委員長 日程第13、所管事務調査についてを議題といたします。令和6年度湯之谷地域及び守門地域乗合タクシーの再編についてを議題といたします。本件について執行部に説明を求めます。

大塚市民福祉部長 それでは、令和6年度湯之谷地域及び守門地域乗合タクシーの再編についてということで、前回の委員会で令和6年度の路線バス乗合タクシーの運行につきまして、市全体の公共交通体制の見直しに向けた調査や既存交通の利便性向上のための実証運行を行う予定としている旨の報告をしたところであります。そのうちの、湯之谷地域及び守門地域乗合タクシーの再編につきまして具体的な内容が固まってきましたので説明したいと考えております。

詳細につきましては、小林生活環境課長が説明をします。

小林生活環境課長 (資料「湯之谷・守門地域乗合タクシーのダイヤ」により説明)

星野委員長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

大平委員 確認ですが、最終決定でよろしいですか。

小林生活環境課長 路線バスの時刻については、まだ予定としてですけれども、全体としては交通事業者と今できる範囲の中での調整で、最終段階ということになります。

大平委員 小出と守門エリアの中で、小出地域とつながったというのは、いい乗合タクシーになったなと思います。御助力に感謝申し上げます。この周知については、先ほど少し述べただけで具体的にはおっしゃいませんでしたけども、これは大幅な変更になるので周知については特段の努力がいるのではないかと私は思います。具体的にはどうされるんですか。

小林生活環境課長 まず守門地域につきましては一昨年、地元の区長さん、コミュニティ協議会、介護支援事業所等も含めまして意見交換をしましたので、まずもう一度その会を開かせていただいて関係機関への周知についてもお願いをさせていただきたいと思います。出前講座や実際に使ってみるといところでの取組についても、各自治会とも協力した中で進めてまいりたいと思っております。また湯之谷地域につきましては、各種団体から要望等を昨年いただいておりますので、まずはそういった団体の方々へ周知させていただきたいと思います。その後、また同じように集落等での出前講座等を活用して、利用向上に取り組んでまいりたいと思っております。

大平委員 4月1日からだと思うので、短期間でやらなければならないと非常に大変ではないかなと思います。路線によっては、予約が必要ではなかったところもあったのではないかなと思うんですが、完全予約制になるので、そこは変えますか。利用される方は限られているし、利用の拡大をしていただくというのがベースにあると思うので、周知は丁寧にやっていただきたいと思います。でも、なかなか期間が短いので、その後も引き続き4月以降も取り組まなければならないことだと思います。その辺の改定以降の動きについても、考えていらっしゃるんですか。

小林生活環境課長 このような状況で周知期間が短い中ですが、予約が必要になるとか、そ

ういった影響の大きいところにつきましては個別に対応をさせていただきたいと思います。また、4月1日からの再編につきましても、これが完成形ではないと思っております。今後の利用状況を踏まえ、また路線バスの今後の状況も変化は当然あると思います。人口とかそういった部分も非常に影響が多いので、再編のスタートを切るというところで随時周知等に努めてまいりたいと思います。

横山委員 湯之谷地域、それから北部地域の利便性が出てくると思うんですが、1点だけお聞かせください。湯之谷地域であれば栃尾又温泉等々に入っていくわけですが、ここに完全予約制とあります。例えば栃尾又温泉に行こうという方々がこれに乗るということは想定していない。観光客というか、朝と晩しかなくて昼間に出入りできないということになったとき、例えば栃尾又温泉に湯治した人が乗合バスで小出に行くというようなことは可能なのか。そういったところはどのようにするのか。

小林生活環境課長 時間設定についても、観光利用を想定した中での設定としております。利用者に制限はありませんので、こういった利用ニーズがどこまであるかも含めて、今後利用状況を調査してまいりたいと思います。

横山委員 そうしますと、予約していれば栃尾又に泊まった方も乗れると。また、守門地域に泊まった方も乗れるということで考えてよろしいでしょうか。その辺のところも、栃尾又の温泉街の旅館だとか民宿旅館組合もこういうことで出来ますよと周知をしないと、路線バスが限られているわけですので、その辺の利便性も含めて周知していただければありがたいと思いますが、その点についてお願いします。

小林生活環境課長 時間がない中ですけれども、要望をいただいた旅館組合とか、そういった団体もごございますので、丁寧に説明してまいりたいと思います。守門地域につきましても、日中のフルデマンドの時間帯に新たなニーズが出てくるか、また注視していきたいと考えております。

関矢委員 守門地域にフルデマンド便というのがあります。これは市内初ですか。

小林生活環境課長 フルデマンドにつきましては、市内初として取り組みます。

関矢委員 大変便利なものだと思います。運行時間が8時30分から11時30分の間となっております。この間であればいつでもいいと思うんですけど、予約は何分前までしかできないとか決まりはあるんですか。

小林生活環境課長 資料の文字が大変小さく申し訳ありませんが、朝9時までの便については前日までとなっております。そのほかについては1時間前までに連絡をいただきたいということです。

関矢委員 守門地域内は全地域となっておりますけれども、住宅地から作付けをするために田んぼがあるので、そこまで運んでくれみたいなのはできるんですか。

小林生活環境課長 利用目的としては制限はしておりませんので、利用可能かと思えます。

関矢委員 前このデマンドができたときに、畑や田んぼに行く便がなくて困っているという話があった。山の上に田んぼがあってそこに行きたいんだけど、高齢で運転ができないのでこれを使いたいというような要望があるかと思うんです。そういうのも対応できるということでしょうか。

小林生活環境課長 今現在、そういったことを制限するものではありません。実際の運用状況を踏まえた中で、交通事業者がどこまで対応可能かも含めまして調整が必要になってく

る場面もあるかと思えます。試しに取り組んでいって、これからいろんな結果を見たいと考えております。

関矢委員　新しい試みですので、ぜひデータを取っていただいて、それが山間地の全体に広がるよう調査をしっかりといただければと思います。

星野委員長　ほかにありませんか。(なし) なければこれで質疑を終結します。本件については、引き続き調査することで異議ありませんか。(異議なし) 異議がないようですので、そのように決定いたしました。

(14) 閉会中の所管事務等の調査について

星野委員長　日程第 14、閉会中の所管事務等の調査についてを議題とします。お諮りします。本委員会が閉会中に所管事務等の調査を行うことについて、議長宛てに申し出たいと思います。異議ありませんか。(なし) 異議なしと認めます。したがって、閉会中の所管事務等の調査については、議長宛て申出を行うことに決定いたしました。

(15) その他

・魚沼市地球温暖化対策実行計画の改訂に係るパブリックコメントの結果等について

星野委員長　日程第 15、その他を議題といたします。まず、魚沼市地球温暖化対策実行計画の改訂に係るパブリックコメントの結果等についてを議題といたします。執行部に説明を求めます。

大塚市民福祉部長　魚沼市地球温暖化対策実行計画の改訂に係るパブリックコメントの結果等についてであります。この計画の素案につきましては、区域施策編及び事務事業編の 2 本を令和 6 年 2 月 9 日から 3 月 8 日までパブリックコメントにかけております。今現在であります。意見は寄せられていないという状況であります。期限までに意見が提出されましたら、それも含めまして提案したいと考えております。

星野委員長　これから質疑を行います。質疑はありますか。(なし) なければこれで質疑を終結します。本件については、引き続き調査することで異議ありませんか。(異議なし) そのように決定いたしました。

・魚沼市立小出病院経営強化プランの策定に係るパブリックコメントの結果等について

星野委員長　次に、魚沼市立小出病院経営強化プランの策定に係るパブリックコメントの結果等についてを議題といたします。執行部に説明を求めます。

大塚市民福祉部長　こちらの計画案につきましても、温暖化対策実行計画と同様に令和 6 年 2 月 9 日から 3 月 8 日までパブリックコメントにかけております。こちらにつきましても、現在御意見は寄せられておりません。また、2 月 21 日に開催されました新潟県の魚沼圏域地域医療構想会議におきましても、この計画案が確認されまして、その中では了承されたというところであり。期限までにパブリックコメントの意見が提出されましたら、こちらも含めて最終調整をした上で成案とする予定としております。

星野委員長　これから質疑を行います。質疑はありませんか。(なし)なければ質疑を終結します。本件については、引き続き調査することで異議ありませんか。(異議なし) 異議がないようですので、そのように決定いたしました。

・令和6年度地方税制改正(案)について

星野委員長　次に、令和6年度地方税制改正(案)についてを議題といたします。執行部に説明を求めます。

大塚市民福祉部長　令和6年度地方税制改正(案)について説明申し上げます。令和6年度の税制改正大綱のうち、本市に関係する部分を説明させていただきたいと考えております。詳細につきましては、大羽賀税務課長が説明いたしますのでよろしく願いいたします。

大羽賀税務課長　(資料「令和6年度地方税制改正(案)」により説明)

星野委員長　これから質疑を行います。質疑はありませんか。

関矢委員　定額減税について、1点お聞かせください。定額減税は1年という限定のもので、所得税から3万円、住民税から1万円、計4万円引かれます。所得税はいいとして住民税なんですけども、住民税というと県民税と市民税があるわけですが、1万円の配分はどうかなるのでしょうか。

大羽賀税務課長　市と県、分けてになるんですけども、すみませんが私のほうで金額が定かではありませんので、後ほどお伝えさせていただきます。

関矢委員　納税ですけど、今ほど給与所得についてのお話がありました。所得割がない人は減税の恩恵を受けないんですけど、所得割がある人の納税の仕方の中で、個人事業主の住民税は確定申告をした後に一括で引かれるのでしょうか。

大羽賀税務課長　個人事業主の方に関しましては普通徴収という形になるかと思えます。今年度、今行っている確定申告の状況を見させていただいて、6月に普通徴収税額が決定されますので、その段階で定額減税を受けた額が通知されることになります。

関矢委員　そうしますと、全額国費、地方特例交付金で補填はされるんですけども、確定するまでかなり時間がかかるかと思えます。今年度実施をして来年度中に確定ができるんですか。

大羽賀税務課長　その辺につきましては、内部でもどうやって手続きを進めるかということで今確認に追われていますけど、先ほども説明の中にありました交付金につきましては、国によりますと4月と9月の交付とあります。そちらも決定したものではないと思っておりますので、決定までということになると、やはり時間を要するものと考えております。

星野委員長　ほかにございませんか。(なし)なければ質疑を終結します。本件については、引き続き調査することで異議ありませんか。(異議なし) そのように決定いたしました。

・令和6年度地方税法改正に伴う国民健康保険税の課税限度額等の見直し(案)について

星野委員長　次に、令和6年度地方税法改正に伴う国民健康保険税の課税限度額等の見直し(案)についてを議題といたします。執行部に説明を求めます。

大塚市民福祉部長　(資料「国保税課税限度額の見直し(案)」により説明)

星野委員長　これから質疑を行います。質疑はありませんか。

大平委員　この限度額の引上げについては、専決処分で繰り返しやっていたと思います。課税限度額ということになると、やはり議論して委員会等で決めるという手順が必要ではないかなと思います。実務上ハードになる部分ではあると思うんですけど、実現ができるかどうか確認させてください。

大塚市民福祉部長　こちらは地方税法の改正等に伴うものでありますので、この金額を市独自でという余地はないということでもあります。国から決まった部分が流れてくるのが3月の末になってくるので、新年度に新たに国保税の賦課作業に取りかかるためにも、専決で条例改正いただいている部分であります。例年どおりの取扱いとさせていただきたく御理解ください。

大平委員　それが事務処理上できないということであれば委員会等で、できれば早い段階で示していただきたいし、議論を行いたいと思いますが、いかがでしょうか。

大塚市民福祉部長　課税限度額の部分、それから減額分の拡充の部分はこれから変わるころはございませんので、今回説明させていただいたところで、この内容での改正をさせていただければと考えております。

星野委員長　ほかにありませんか。(なし)なければ質疑を終結いたします。本件については、引き続き調査することで異議ありませんか。(異議なし) そのように決定いたしました。

・魚沼市国民健康保険第三期データヘルス計画の策定について

星野委員長　次に、魚沼市国民健康保険第三期データヘルス計画の策定についてを議題いたします。執行部に説明を求めます。

大塚市民福祉部長　(資料「第三期データヘルス計画・第四期特定健康診査等実施計画」により説明)

星野委員長　こちらは報告のみとさせていただきます。本件については、引き続き調査することで異議ありませんか。(異議なし) そのように決定いたしました。ここで、午前の分については終わりにさせていただきたいと思います。午後からは、公務のため市長と教育長が退席になります。市長からは、ほかに何かございませんか。(なし) 続きまして、教育長からは、ほかに何かございませんか。(なし) 委員の皆様からは、市長に対して何かございませんか。(なし) 続きまして、教育長に対して何かございませんか。(なし) ないので、ここで休憩とします。

休　憩 (11:54)

(市長及び教育長 退席)

再　開 (13:00)

星野委員長　休憩を解き、会議を再開いたします。先に、大塚市民福祉部長より発言を求められておりますので、これを許します。

大塚市民福祉部長　その他のところで、令和6年度地方税制改正(案)についての説明を申し上げた中で、関矢委員から質問をいただきました定額減税のうち市分・県分の内訳につ

いて確認できましたのでお答えしたいと思います。1万円のうち市分が6,000円、県分が4,000円ということでありました。以上、補足して説明させていただきました。

・第6期障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画に係るパブリックコメントの結果等について

星野委員長 次に、第6期障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画に係るパブリックコメントの結果等についてを議題といたします。執行部に説明を求めます。

戸田市民福祉部副部長 (資料「魚沼市障害者等計画パブリックコメント結果」により説明)

星野委員長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

大平委員 2つ目の丸印で、預かり時間については個別で対応しているところであり、と書いてあります。でも意見では、短いというふうになっております。相違があるようなのですが、実際は実情に応じて預かる時間を例えば長くするとか、そういうことをしているという意味ですか。

戸田市民福祉部副部長 事業所においてその方のニーズをお聞きした中で、できる限り個別のニーズに対応できるようにお話を伺っていると考えております。

関矢委員 今のところに関連するんですけど、家族支援なんですけれどこれと同じような相談を私も受けております。一つは、支援学校に通っている児童と一般の学校に通っている児童をお持ちの家族から、学校の預かる時間に差異があるので非常に送迎に困難を来しているというような話でありました。ここでは個別に対応しているところだとありますけれども、現在もそういう相談があります。この辺の解消というのは、どこに相談をしたら個別に対応できるのか、まずお聞かせ願いたいです。

戸田市民福祉部副部長 相談する場所としては、いろいろあるかと思えます。支援学校に相談していただくという方法もございますし、もしその方が相談支援事業所をお使いであれば、そちらに相談していただくということも可能かと思えます。また、市としては基幹相談支援センターもできましたので、そちらを御利用いただくということもあるかと思えます。どちらの場所に相談されたとしても、その方に行き渡るような支援はしていかなければならないと考えております。

関矢委員 その相談に行っても、解消がなかなかできていないという現状です。今回改定をされるんですけども、同じ記述だと家族の支援にならないんじゃないかと思えます。相談の在り方みたいなものは、この中では改定はできないんでしょうか。

戸田市民福祉部副部長 この中でも、基幹相談支援センターの設置にふれた場所ですとか相談支援事業所の件ですとか、いろいろ出てくる場所がございます。この中で包括的にそれぞれに寄り添った相談、また支援というところでは記載をしているところがございますので、御理解をいただければと思います。

横山委員 同じくパブコメの家族支援のところですが、市の考え方とところで、発達障害や医療的ケア児に特化してはおりませんが、とあります。確かに特化はしていないと思うんですけども、障害者というところの発達障害のお子さんをお持ちの人たちはここに含まれるのかどうか。要するにそんな懸念がされるんですけども、どこかにその発達障害という部分があってもいいのかなど。というのは、発達障害のお子さんが年々増えているのが実態

なんですよね。その保護者の皆さんがどんな支援が受けられるのかということが、どこかで分かるようにしていただければありがたい。パブリックコメントにもあるのではないかなと予測されます。その辺についていかがでしょうか。

戸田市民福祉部副部長　こちらの計画につきましては、どの障害ということも、もちろんそうなんですけれども、療育ですとか身体、精神、それから発達障害、高次脳機能障害などございますけれども、それを全体的な指針としてまとめておるところでございます。そこを勘案してこのような表現とさせていただきますので、御理解いただきたいと思っております。

横山委員　施策の展開のところで、児童発達支援センターについてというところの児童発達支援に関わってくると思っております。全体的な計画であったとしても、そういう部分があるんだというところをどこかで報告していただければ、発達障害をお持ちの困っている保護者の皆さんも安心できるのではないかと思います。検討していただければと思いますので、お願いします。

戸田市民福祉部副部長　第4章第3節、教育・育成支援の充実といったところにも発達障害の理解と支援でそういう項目を起こしてありますので、計画の中には搭載されております。発達障害については、何年来も大きな課題となっております。子ども課とも連携して支援対策ということで考えてまいりたいと思っております。

星野委員長　ほかにございませんか。(なし)なければ質疑を終結します。本件については、引き続き調査することで異議ありませんか。(異議なし)異議がないようですので、そのように決定いたしました。

・魚沼市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画に係るパブリックコメントの結果等について

星野委員長　次に、魚沼市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画に係るパブリックコメントの結果等についてを議題といたします。執行部に説明を求めます。

戸田市民福祉部副部長　それでは、高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画につきまして、茂野介護福祉課長から説明いたします。

茂野介護福祉課長　(資料「第9期介護保険事業計画(案)パブリックコメント結果と反映状況」により説明)

星野委員長　これから質疑を行います。質疑はありますか。

大平委員　資料、No.2の住民説明会を求めるということについて、ホームページ、市報等でとなっております。何らかの形で、これを口頭で説明する場というのは設けないんでしょうか。

茂野介護福祉課長　現時点では予定はしておりませんが、先ほども申しましたとおり、市報、ホームページ、またその他の機会を生かしまして周知に努めてまいりたいと考えております。

大平委員　口で伝える部分は非常に大事だと思います。紙ベースあるいはデータベースで見せるということは知識としては入るかもしれないですけど、実感として、やはり皆さん心配されている分野ですので、ここは機会を捉えていただいて、かいつまんだお話もしていく必要があるのかなと思います。ぜひその検討もしていただきたいなと思います。これは

意見として出しておきます。

関矢委員 前回の委員会で、私は共生型サービスという文言ということで、高齢者福祉施設計画には入れていただいたんですけども、介護計画の中にはこの記述は入らなかったんですか。

戸田市民福祉部副部長 共生型というところで今それが求められているとすると、障害福祉の分野が大きい要素があると考えましたので、障害福祉計画に記載はしております。ただ、市全体としての課題というところで捉えて、介護福祉・障害福祉の双方のやはり検討というところでは必要だと思いますが、計画としては障害者計画に記載させていただきました。

横山委員 資料No.7の意見の概要で、検討を進めてください。となっており、市の考え方では災害時においてのことを進めていくということで、非常に大事なところのお話があったのかなと思っています。先ほど大平委員からも話がありましたが、広報を市報やホームページで分かりやすくという話でありました。実は、昨年度の第三次地域福祉計画の推進計画が出たときも、私は地域住民に説明してほしいんだという話もしたかと思っています。なぜそんなことを言うかという、今魚沼市のそれぞれの地域はやはり高齢者を抱えている方々がたくさんいて、高齢者同士でどうやっていったらいいかという不安があったりする。それを市報とホームページを開いて見るかと言ったときに、見ても、読んでも、中身がその人が伝わるのかなといった場合に、概要版でもいいですが、しっかりと説明していただくことで、こういうことを言っているんだなということが理解できる。じゃあ、こうしようということがおこせる。そんな住民説明会というか、例えば民生委員の方であったりその地域の自治会の会長さんであったり等々が理解することで、万が一の災害時には、きちんとした対応が私はできるのではないかなと思います。

市報、ホームページ、概要版は、それはもちろん大事だと思いますけども、やはり住民説明会をすることで課題を共有できるのではないかなと思います。そのことについて、執行部の考え方はいかがでしょうか。

戸田市民福祉部副部長 防災面につきましては、1月1日のあの大きな震災などもあったこともあり、皆さんこれまで以上に非常に心配というか関心が高いところとなっております。私どもも、防災安全課を中心に個別避難計画を今進めているところであります。その策定につきましては、民生委員などにもお話をしたり御協力をいただいたりしているところであります。介護や障害の事業所にも相談をかけて話をしているところであります。それに該当になる、いわゆる要配慮者という方への説明となると、民生委員さんですとか、障害・介護の事業所などから話を伝えていただくというのも、伝わりやすい方法の一つではないかと考えております。そういったところも防災安全課と共有をしながら進めていける、広めていける体制というのは今後の協議と考えております。

横山委員 今のお話ですと当事者には民生委員、それは大事なことだと思いますが、要はそのような方々を抱えているその地域の区長さんであったり、または班であれば班長さんがそういう方をどうすればいいのかという道筋が見えないと、地域全体としての地域の防災をどうしていくかといったことには、ならないのではないかなということを考えていました。先ほどのようなみんな地域で防災であったり、またはそれ以外にもいろいろな福祉関係の仕組みがあるんだなということで、じゃあその家の方もそうではないかとか、そういう情報を集め、また連絡ができる。そんな体制ができるのではないかということを含めた、

住民との共有が私は必要だろうということなのですが、いかがですか。

戸田市民福祉部副部長 おっしゃるとおりでございます。どうしても発想が福祉の視点となってしまうおりましたが、自助共助というところで考えていく中に、地域というところは本当に一番地といたしますか、そういうところになっております。また、先ほどの繰り返しもなりますが、自治会区域などでこれをまた福祉と一緒に進めていけるように、その辺りにつきまちは防災安全課とともに考えてまいりたいと思います。

本田委員 答えにくいかもしれませんが、感想で結構ですのでお伺いします。第8期の計画はこれでいいんですけども、計画を実行するとして、計画作成者から見て第8期をやったときにこういう課題が出てくるんじゃないかなというような、思うところなんてのはありますか。計画をする前から聞くのも大変恐縮なんですけれども、9期に向けた課題なんてのは見えてくるのかなとは思うんですね。例えば、これから介護を利用する人口が減っていくとか、あるいは今ヘルパー事業所がどんどん閉鎖してますので、訪問介護の数が減って訪問の待機者が異常に増えるとか、計画は立てるけれども、やはり現実というところもあります。そこも踏まえて、既に心の中にはあるんじゃないかなとお見受けするんですけども、その辺の所感で結構ですので、思うところがあったら教えていただきたいなと思います。

茂野介護福祉課長 私も、課題と認識されたところは本田委員と重なる部分が多々ございます。やはり高齢化率が今後ますます上昇するといったところでありまして、今後、高齢世帯または一人世帯という方も増えてまいります。その方が安心安全に暮らしていただけるような生活支援の重要性というところは、ますます増してくるものだなというところを考えております。また、介護人材不足といったところも重要課題というところがございます。今も重点課題として取り組んでおりますけれども、長期的に取り組んでいく課題だなと認識しておりますので、そちらも併せて進めてまいりたいというところでもあります。一人世帯というところで、権利擁護の部分、成年後見の部分ですとか、認知症の部分ですとか、その辺も今後の大きな課題と認識しているところでもあります。

星野委員長 ほかにありませんか。(なし) なければ質疑を終結します。本件については、引き続き調査することで異議ありませんか。(異議なし) 異議がないようですので、そのように決定いたしました。

・魚沼市権利擁護サポートセンターの設置について

星野委員長 次に、魚沼市権利擁護サポートセンターの設置についてを議題といたします。執行部に説明を求めます。

戸田市民福祉部副部長 (資料「魚沼市権利擁護サポートセンターの設置」により説明)

星野委員長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

大平委員 委託の部分についてなんですけれども、権利擁護ですので法律に詳しい方だとか、弁護士さんだとか福祉に詳しい方々が対象になるかと思えます。調整中とありますが、主にどういう団体を想定されているか、もしありましたらお願いします。

戸田市民福祉部副部長 現在調整中といたしますか、契約がございますのではっきりとしたことは申し上げられない部分もありますが、やはりこういった専門的な知識のことが分かる

団体といますか。そういったところを想定しております。

大平委員 利用される方からすると、結局このサポートセンターというのはどういう場所になるんですか。相談窓口みたいな、そういうイメージですか。それとも別な形でしょうか。

戸田市民福祉部副部長 もちろん相談にいらっしゃった方がいれば、個別の相談というところにも対応する予定でおりますが、どちらかというところと今考えておりますのが、相談というのは恐らく例えば地域包括支援センターですとか、そういったところに相談に行かれる方が多いのではないかと思います。そういったところを一次相談窓口として、さらに困難事例ですとか、相談窓口の相談というところを受けるような相談業務も予定しておるところでございます。

星野委員長 ほかにございませんか。(なし) なければ質疑を終結いたします。本件については、引き続き調査することで異議ありませんか。(異議なし) 異議がないようですので、そのように決定いたしました。

・魚沼市公立保育園等再編計画に係る個別再編方針について

星野委員長 次に、魚沼市公立保育園等再編計画に係る個別再編方針についてを議題といたします。執行部に説明を求めます。

吉澤教育委員会事務局長 令和5年12月12日の福祉文教委員会におきまして、魚沼市立保育園等の民間移譲に関するサウンディング型市場調査の結果について報告をしたところですが、この結果を受けて公立保育園等の個別再編方針案をまとめましたので説明いたします。内容につきましては、子ども課長から説明いたします。

関子ども課長 (資料「公立保育園等の個別再編方針(案)」により説明)

星野委員長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

関矢委員 説明資料によると、今現在この計画の中では令和12年度まで継続されています。この中では私立保育園に移譲するという事は、公募はしないということによろしいでしょうか。

吉澤教育委員会事務局長 現在の公立園の規模、それから場所を前提とした民間移譲については、難しいと判断しております。今後さらに少子化が進む、あるいは例えばその施設の多機能化とかによって施設の老朽化対応のめどがある程度立つというようなことがあれば、状況は変わりますので、その時点では検討することは可能と思いますが、今の計画期間の中ではさらなるサウンディング調査をし、また公募に進むということは考えていないということであります。

関矢委員 そうしますと、令和7年度の間年に再編計画の見直しを行うとあります。これは後期ということですか。

関子ども課長 令和7年度に子ども子育て事業計画の改定が控えておりますので、それとの整合を取るために、後期の令和8年度から令和12年度の間について見直しを行いたいと考えております。

関矢委員 そうしますと、計画期間が令和12年度まであり、令和7年度に見直しをかけるんですけども、少子化の中で当然統廃合という話が出てくるんだろうと思います。今サウンディングで公募が非常に少なかったからできないというのはあるんですけど、サウンディ

ングで公募をしなくて市として一角を私立でするとか、そういう計画もこの令和7年度以降の中では挙げられますか。

吉澤教育委員会事務局長 市の計画が先にあるべきということは私どもも考えておりますが、今の児童数でいきますとやはり民間事業者からは維持が難しいとサウンディング調査の中で懸念された意見でありました。そうしますと、統合を前提としたということであれば、また話は別の方向が出てくるかと思えますけれども、今時点では公立同士の統合の計画は市としては持っていないので、その間は公立のまま維持というようなことで一旦結論づけたものであります。

関矢委員 今後の少子化で、当然統廃合がまた出てくるかと思えます。そういうときには、しっかりと公立でやるのか私立でやるのかという計画を一緒に並行した中で、できることならば私立に出せるほうがサービスの向上だったり行政の財政的な負担も減ってくるかと思えます。そういうことを総合的に考えて今後の計画を検討していただきたいと思えますが、いかがでしょうか。

吉澤教育委員会事務局長 やはり少子化が、令和3年度に策定した公立保育園の再編計画の策定の頃よりもさらに顕著に進んでいる実態があります。今後の進捗を注視して、また統廃合についても検討する時期があるとは考えておりますけれども、今の時点では具体的に何年度にどの園をとどこまで結論が出せていないということでもあります。

星野委員長 ほかにございませんか。(なし)なければ質疑を終結します。本件については、引き続き調査することで異議ありませんか。(異議なし)異議がないようですので、そのように決定いたしました。

・宇賀地小学校における感染症陽性者の給食調理従事に係る経過報告

星野委員長 次に、宇賀地小学校における感染症陽性者の給食調理従事に係る経過報告を議題といたします。執行部に説明を求めます。

吉澤教育委員会事務局長 本年2月6日に発生しました宇賀地小学校におけるノロウイルス陽性者の調理業務従事の事案につきまして、2月8日に委員の皆様へ報告し、同様の内容で報道発表をしているところですが、本日はその後の経過と今後の対策等について改めて説明をしたいと思えます。内容については、学校教育課長から説明させていただきます。

森山学校教育課長 (資料「宇賀地小学校感染症陽性者の調理従事経緯等」により説明)

星野委員長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

大平委員 原因の検証と、陽性となった場合の対応が明確になっていなかったということは、衛生管理マニュアルにそれが載っていなかったという意味でしょうか。それとも、連絡体制だとか検査の事後の取扱いについて、載っていたんだけどそれを怠っていたというような状況なんでしょうか。

森山学校教育課長 衛生管理マニュアルには、主に症状があった場合の検査の結果についての対応がほとんど書かれておりました。ただし、その中には家族が陽性になった場合の調理員の検査の部分の記述もありましたので、私どもはそこに準じて行われるものだと思っていたんですが、行われなかったというところでもあります。この市の任意検査、つまり症状がない状態での任意の検査についての流れというのが、きちんとできていなかったとい

うことであります。

大平委員　じゃあ対策としては、それをしっかりうたい、そしてそれを徹底するというところに尽きると、そういうお考えでしょうか。

森山学校教育課長　委員御指摘のとおり、その部分を加えて管理マニュアルの取扱いとしたいと思っております。

大平委員　ノロウイルスというのは非常に感染力が強く、例えば嘔吐した後の処理については非常に厳格にされていると思います。なので、ほかの食中毒の案件と違い、対応について職員の方々は違う意識を持っていたのではないかと私は思うんですけど、どうもこの文面ですとそこが伝わっていない。そもそも衛生管理マニュアルにしっかりうたって、そしてノロに対する今までの事例や対応だとかいろいろ検証されて、積み重ねた上で今があると思います。なのに、こういうことが起こったということは、現場の職員の方々の意識の徹底というんですかね。例えばマニュアルに載っているのであれば、起きたときにどうするかではなく、日々のチェック体制でノロウイルスに対しての危機意識を醸成する。そういう対応がされていたのか疑問があるんですが、日常的な対応というのはどうだったんでしょうか。

森山学校教育課長　委員御指摘のとおり、ノロウイルスというのは非常にリスクの高い感染症であることは確かであります。調理に携わる職員は全てその意識は持っていたと、これは確信できると思います。今回の件に関しては、私たち学校教育課に情報が入ってから調理場までの届く間に、全体として意識がまだ足りなかったのではないかと思います。その辺は深く反省し、このノロウイルス対策というのが深刻であることは、関係する職員全てで高い意識を持って取り組めるようにしたいと思っております。

大平委員　引き続き行うことが大事だというのは分かるんですけども、教育委員会としてこういうことを二度と起こさないための再発防止策については、私は弱いと思います。今までこういうことをやってたんだけど徹底されなかったということであれば、じゃあどうするんですかという具体的なものを踏み込んで落とし込まないとならない。恐らく職員の方も時間が経てば意識がまた薄れて、こういうことがひょっとしたら起きる可能性もあります。それを起こさないためにどうしますかという議論と現場サイドの具体的な対応を、やっぱりもう一段踏み込んで私はやったほうがいいと思うんですけども、その辺のお考えとかありましたら聞かせてください。

森山学校教育課長　正に、おっしゃるとおりであります。私たちは感染症に対するリスクについては、夏休みの期間に調理員から来ていただいて研修をする機会を設けております。これまでそういった形で十分であったかと思うんですが、このような事態が起きたということは、どこかしらまだまだ欠陥があるということだと受け止めております。特に今回に関しては、症状がなかったという点に関する油断であるとか、あと私たちも連絡が届いているものだという思い込みや、そういった部分がありました。調理員に確実に連絡が届いたというフィードバックが学校教育課に届くようなそれすらなかったということは、情報システムの中では欠陥だったと思います。そういった点を深く反省し、またそれぞれ感染症のリスクについても研修の機会を引き続き設けていきたいと思っております。

大平委員　具体的に行動や計画、こうしますということが決まりましたら、ぜひこの委員会でも報告をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

吉澤教育委員会事務局長　今回の事案に限って申し上げますと、電話連絡が本人に伝わって
なかったことが、ほぼ全てであります。そこについては、電話連絡が行き渡ったことを学
校教育課に報告してもらおうということで、それを徹底したいと思っています。ノロウイル
ス対策全般については、今委員がおっしゃられたとおり、次の機会にでも委員会で報告し
たいと思っています。

星野委員長　ほかにございませんか。(なし) なければ質疑を終結いたします。宇賀地小学校
の件については以上といたしますが、先日の福岡でのウズラの卵による窒息死など給食関
係のことについては様々な問題が出ておりますので、引き続き調査することで異議ありま
せんか。(異議なし) 異議がないようですので、そのように決定いたしました。

それでは、この後の日程は委員会内部での協議事項となりますので、先に執行部からそ
の他報告事項等がありましたらお願いいたします。

吉澤教育委員会事務局長　部活動の地域移行に関してであります。資料として、先日小学校
の5年生から中学校の2年生まで、来年度に中学生になる児童生徒を対象に印刷物として
配布したパンフレットをデータで掲載してあります。このようなものを児童生徒、それか
らクラブ関係者に配布しておりますので報告させていただきます。(資料「魚沼市中学校の
部活動&地域クラブ活動」により説明)

それからもう1点、資料として、スポーツ指導者養成講座ということで、これは必ずし
も部活動の地域移行に関係する対象者ばかりではありませんが、今の部活動の指導者、そ
れからスポーツ少年団の指導者、あるいは保護者、学校の先生などを対象として、3月15
日に開催するというものであります。講師に東京学芸大学の副学長、鈴木聡先生をお招き
して少年期におけるスポーツ指導の重要性をお話いただくという内容であります。これ
については、ここにQRコードをつけておりますが、100名定員で3月7日に締め切りと
いうことで、まだ募集中でありますのでよろしくお願ひしたいと思います。

星野委員長　ほかにございませんか。(なし) 委員の皆さんからは、執行部に対して何かござ
いませんか。(なし) ないようでしたら、これで執行部からは退席願ひます。しばらくの間、
休憩といたします。

休　　憩 (14:00)

(執行部　退席)

再　　開 (14:01)

星野委員長　休憩を解き、会議を再開いたします。

・市民の声を聞く会での進捗状況調査について

星野委員長　それでは、市民の声を聞く会での進捗状況調査についてを議題といたします。
この件につきましては、前回の委員会で、部活動の地域移行に関する問題点・要望と、公
共交通に関する問題・意見・要望の2項目を決定いたしましたので、今回はまず意見等
に対する対応状況として①・②・③について協議したいと思います。こちら、私のほうで内
容を入れまして、執行部にも確認をして文言等の修正は入っております。一読していただ

いて、今日はこの今後の方向性について皆さんから出していただこうかと思ったんですが、時間の関係もごございますので、私の思いとしては③の問題点・課題についてが今後の方向性に入ってくるのではないかと思います。私のほうでこの今後の方向性も入れて、皆さんに後日見ていただき、それでいいか確認してもらおう。もしくは、今後の方向性で皆様から意見をもらってそれをこちらで調整するか、どちらがよろしいでしょうか。

(「委員長一任」と呼ぶ者あり)

そうしましたら、正副委員長で今後の方向性を入れさせてもらい、皆様から確認いただけたらと思います。(異議なし)では、そのように決定し、広報広聴特別委員会に提出いたします。

・新潟県後期高齢者医療広域連合議会定例会の報告について

星野委員長　次に、新潟県後期高齢者医療広域連合議会定例会の報告についてを議題といたします。2月14日に広域連合議会が開かれまして、私が出席をしましてまいりました。その議会で行われた件について報告いたします。急遽、定例会の数日前に意見書が提出され、定例会前に全員協議会が開かれました。全員協議会では、後期高齢者医療制度の見直しを求める意見書の提出について協議しました。その後の定例会では、議案第1号から7号まで全会一致で賛成可決され、新潟県後期高齢者医療制度の見直しを求める意見書の提出についての発議は、賛成少数で否決されました。内容については資料がありますので、議員控室に置いて閲覧できるようにしておきます。

ただいまの報告について、質疑はありますか。(なし)本件については以上といたします。

以上で本日の日程は全て終了しました。委員の皆さんから、ほかに御意見・協議事項等はありませんか。(なし)本日の会議録の調製については、委員長に一任願います。本日の福祉文教委員会はこれで閉会とします。

閉　　会（14：05）